**自 動 車 燃 料 供 給 契 約 書**

(個別契約・燃料)

　雫石町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間

　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの　　日間とする。

２　供給場所　　所在地

　　　　　　　　名　称

３　供給を受ける自動車の登録番号

　　又は車両番号

４　金　額　　単価１ℓ当たり　　　　円とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

５　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は雫石町議会議員及び雫石町長の選挙運動の公営に関する条例に基づき雫石町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、雫石町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は雫石町に請求ができない。

６　そ の 他

　　　この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲　雫石町議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　乙　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印